

ニャリスト投稿規程 新旧対照表

平成27年9月1日改正

(傍線部分は改正箇所)

改正後	現行
<p>第1条 (目的) 本規程は同人雑誌「ニャリスト」(以下「本誌」という)の投稿に関して、同人団体猫務庁(以下「猫務庁」という)と投稿者との間に適用される基本的な合意事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 ～ 第10条 (省略)</p> <p><u>第11条 (反社会敵勢力等の排除)</u> <u>猫務庁及び投稿者は、反社会的勢力若しくはその関係者、同人ゴロ(同人活動を妨害し又は不正の利益を得る目的をもって同人活動に参画する者をいう)、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」という)に該当せず、過去に反社会的勢力等であったことがなく、将来においても反社会的勢力等に該当しないこと及び反社会的勢力等に本誌関係業務を委託しないことを誓約する。</u></p> <p>第12条 (その他) 本規程及び投稿要領に定めのない事項については編集者と投稿者が協議して決定する。</p>	<p>第1条 (目的) 本規程は同人雑誌「ニャリスト」(以下「本誌」)の投稿に関して、同人団体猫務庁(以下「猫務庁」という)と投稿者との間に適用される基本的な合意事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 ～ 第10条 (省略)</p> <p><新設></p> <p>第11条 (その他) 本規程及び投稿要領に定めのない事項については編集者と投稿者が協議して決定する。</p>